内外新設

宮
59
2

內外新報

第十六號

宮三七二

内外新報第十六號

慶應四年閏四月十八日

○同巳月二日出板タイムス新聞の抄譯

小方の佐國より新政府へ對し發航報告し越の書狀をおもの者より即ち左へ記せる大名及び旗本會津候を扶け　帝へ向て戰ん為め會津と連合せし由その大名おもよび旗本おの即ち古井大炊助日大隅守又及び丹羽長門守伊達越中守南部美濃守佐竹右京守支侯逆賊守相馬大藏守□□□

支□□□□を始めもとんど如図筋の大ふねてぞ
く舎ほ作る参せし夜を名まく多くし右お軍の人
救返と諸加し二十二番又ふ人ま満しとそふ右の軍
勢江戸より凡そ二十里もどもある一番ま人数を配
ふし要害の地ま陣を居るよし
右文おまの者よりおしとそふ去状ハ真彩ニ春生
原村の高人のまる横浜を来る途中の横拓ま
死しく逃まりお文お平素作いまふまお平伏破
まお文いお庄の挑民ち宮内少輔その役くるとそ
ろをく荒砥を磐ま人を数ま多ま今

ま妻を捕殺しく以ま流ま布告を
申六月八九日以即ち我四月十六七日薩摩ま佐戸田
尭根即ち井伊掃部頭ま熱人数凡そ八百人お軍
の伏勢ま遇ふり お軍い多くま軍の各そじを計り加
ましめ麦留の石ま凡そふ五百人ち堰伏しま軍
の往よき不まぐ来るを待更ま一度ま起りを発砲せ
り南方勢八百人ま内免ま去る者ぞうま三十二人
ありとぞ右い江戸より おく方ま於より小給筑波山
のふもとま一ヶ村の近ま多くおくれましょりあり
ありるま南方の勢い各お国より多勢の援兵を以る

よとを小冊子の江戸を恢復せんことい学来あ
ぞ我等記者ともぐ討論せしごとくは戦争の終りいる
今舎漢教先□□ 勢延まあるく一の後事宮よ余せ
らるるあるべ
○
福沢諭吉芝新銭座に塾をひく慶應義塾と号を同じ
月二日工綴をひく始しめく塾をひくく今を塾記まよ
入生をる故につ載をを塾則と共学とに至をくい
此日よ入るときを志るを要
慶應義塾記

今慶よ舎社をひく義塾と創め月志諸士お共よ像究切
磋しひく洋学よ後事をるや事とも私よりに慶くこと
をを要よそよし士民お問ひび苟も志ありものをしく
来学せしめんを欲をるあり柳も洋学の中く興をしを
始を設るよ普亨保の以長崎の役官業箇和業通志の役
を斗りを国の文を漬ら習そん多を修へしら速よ允可
を賜をぬ即ち我邦の横文字を漬ら習るの始めありを
後宝暦明和の比をを来陽余を推しひく生学を首唱し又
弟野業化桂川甫周杉田翻訳箇起を当時しひく和業
の学よ志しお共よ切磋し名以る和ひりと雖も洋学箇

昧の世あまねく書籍をひらくと雖も概ね和蘭醫師の心を
主が遠く長崎の役宮より就きて學ぶの師友あり
業人を進めて實を貴ばせ叱きを叩き偶ま和
士あまねく民間自我作古の業のごとく心を委ね日夜研精
し寢食を忘るゝまでに至りて盖し人力を
く和蘭七百餘年の學びたりと雖も未だ古人
用ゐるの切なるとを察せざりしを後大槻
玄沢宇田川榕菴等継起して天保弘化の際に至り宇
田川榕菴父子坪井信良箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方
洪庵等接踵輩出せり是際や後世沢文の法漸く開き

家傳従の書院續世と出るとと雖も概ね和蘭醫師の心を
く旁らを究理天文地理化学等の教科を及ぶのごく故を
高時に学を啓しく業学とせざるべからず蓋し
國ハ和蘭一ありて限りを来航するや唯通商の
とあまねくを古籍の考きを海外に於ける
攻あ〳〵ざるハ歩ごとに隔靴の感を免れず然るを未だ
亜英理加人我と渡来し始めて和蘭貿易の盟約を結び又
を好を英佛普魯西等と通せしより我邦の形勢遂に一変
しせの士君子皆破國の事情と通ずるの要務たるを知
是間を百般の学術一時に興り香を学を首唱し生徒を

教育し以て益々洋学の名称を空しくし益々文学の一大進歩あらしめんや顧ふに一事一運の如きも固らんとするや進むを必ず漸をいふを経へ於穆固より上るを階級あるが如し乃ち天保弘化の間蘭学の形をなしし安政文久の際英学の盛んあるに方今洋学の盛んあるに至るが階をあしたるの通好より固るとも雖も実に天保弘化の徒そ之が次階を成せり然らば則ち吾輩今日の盛隆を遇ふも古人の賜に非ざるをいふんや称洋学のいふ洋学たる不や天然と雖も脳し物理を格究し人を利し身世を営求をするの業よりして吉実を要領大備奥せざるいあく人こし

く学むざるすらざるの要勢あるを見るに至るまでの学と得ること多きあらんや吾輩は学ぶ後事をするや或ひへとも僕うに一隅を窺ふのみにして百科浩瀚なる洋の噴を免れざる一大事業と称をべし然もども雄を見るにおよぶるの志あらざるを知る真きざるの報恩の義あるに似たり蓋し世学を世に捜めんまの学校の親律を設まれり生徒を教導するを先勢と況ひんや吾輩の士お共に世界を私らに彼の共立学校の制に倣ひ一小区の学舎を設立の年号に取く倣ひて慶応義塾と名く今茲巳酉春日の功を竣

も勢力を合の親睦勸奮を盡くす事を要くし千里
笑を招くなく此を集り力を盡し智を養ひ進退必ず穩
守を交際忘ず德を重じ以て國又後來此等を倣ひ
亦國家の爲ニ小補あらん事を希ひ以て後來の
至ニ生活様を大ニし益生命を盛んニしん事を
希望を得るの外ず報謝の先哲を慕ふがごとく死を得ず
亦一大快事あらずや嗚呼希望の士協力勉勵しくを切
と祭せよ

慶應四年戊辰四月

慶應義塾會社

○四月廿四日徳川□□隠ニ悔悟恭順ニ
□□ニ移ル是家名斷絶ニ
ニ後嗣ニ論ニ
事有ニ
至ニ

御裁決ニ

恩命ニ

書付の寫

別紙ニ書付ニ
く相心得ニ

○閏四月十四日伊

「マヽ」ニ於テ中渡ル
右ノ通田安中納言殿ヨリ「ニ」於テ御達ル
「ニ」於テ御受ル
同廿日
○
朝廷寛典ノ御取扱ヲ以テ徳川家名ヲ立下ル旨ヲ
一門僕従ニ至ル迄先ヲ立テ引取ル筈ニ相成
後程脱走ノ者ニ於テハ厳重ニ御取調ノ上
ク徳川家名ヲ対朝廷ノ念ヲ抱キ候ヨリ
ル哉ヲ以テ人□□恭順ノ一途ニ尽ス哉ヲ

和度ノ処遂ニ結局ニ至不本意ニ候ヘ共
安堵シ候ヨリ外ナキヲ以テ一同
ヒ安シ候ニ付テハ向後ノ御取扱ヲ以テ
ク之ヲ家名ヲ加添相続ノ
ク同新ノ念ヲ抱ク事
実ニ御ヨク

同廿日
○
東海道鎮撫総
督府印

仲ニ「ニコモト」ヲ以テ

も志望されど一艘の亜船フレガットカ二艘の西洋形日本
私有るよしそれも勝敗の儀あらざるもの小田
町石狩丸来るとそ

內外新報

第十七號

定價八分

海軍軍令部

慶應四年閏四月二十日

○同月二日出板「タイムス」新聞抄訳

横濱滯泊の商舩

英吉利舩九艘

亜墨利加舩五艘

仏國舩御舩壱艘　舩名クレートリパブリック

普魯士舩壱艘

和蘭舩二艘

英國舩御舩壱艘　舩名ゲンジス

月港滞泊之軍艦

英國（イギリス）軍艦　二艘

一フォルム　大砲二門　弐百三十六噸　六十馬力　船形　月蒸

ゴンボート

一プナップ　大砲二門　月蒸　月蒸

一ラッツラル　大砲十七門　九百五十噸　三百二馬力

船形コルフェット

仏國（フランス）軍艦　二艘

一ヴェノス　大砲廿二門　三千噸　六百馬力　船形コル

フェット

一ゴイラン　大砲四門　五百噸　二百馬力　船形月蒸

亜國（アメリカ）軍艦　二艘

一モノカシー　大砲十門　千百十九噸　五百馬力

船形ゴーボート

一ストーンヲール　大砲二門　千百噸　船形スチー

ムラム

一イロコア　千百十九噸　百五十馬力　船形コルフェット

荷國（オランダ）軍艦　一艘

一キユラッコ　二千四百噸　船形コルフェット

〇同四月二日出帆浦賀表より帰帆の来状

一昨二日昨方　官軍方八幡町より西北へ不脱走方中山村法花経寺より打出し引つゞき市川村へ来り戦争お成り同村無火あく残らず焼失当村もより去同所の墓地へ分隊の官軍野砲あく戦争有之　官軍の人数退ろ口より探出しあく南村もより西通り両所村口へ阿形人数陣どり脱走方船橋方中途より出張来村二俣村海神村等まで乱入戦争お始りいまだ官軍方不用筈の人数も参り加勢浦安より大砲打ち掛け昨日より昨夜の戦ニ日宮より八幡町へ西のかた焼失いたし

し打続き合戦体なれあく今日もあく戦ひの官中より打まず決着の勝敗もおつかぬ南村へ戦場の去中よりていまだ無火よいかゞ成り引取申ゆえ里民中にはどもは止まれ成り引取申ゆえ里民中にはどもは止まれ

○同不審実風聞也

二日昼八ツ時比松戸へ着く　官軍屋山勢百廿人程暁七ツ時比八幡町へ参り平田村へ探出し脱走方市川へ新田腰切地蔵と申ふより小統打かけ　官軍市川へ引上ケの由市川当不参あく官軍ども大砲脱走勢取あく小統をもつて打合ひおり松橋

の方おゝく大砲黒田勢と戦争
一脱走方ハ松橋より二ヶ村先まる大久保村へ人数引
上いよし
一同日夕七ツ時江被黄勢市川を渡り大砲二門人数凡
そ二百人程おゝく八幡町江探出し市川新田通り
一同おゝくべく仕出し人数二百人許松戸宿江一泊翌
暁七ツ時江猿ヶ若宮へ出張し不要用村より脱走方
暁七ツ半時江探出し高荒沢と申ハおゝく戦争ハ始り
怪我人多分有之ハ勿論勝敗の義いまだおゝ
くり不申

一同日夕七ツ時江松戸令町宿へ御陣人数相固め
一同日渡し松止る不日新通り江おゐる
○同廿四日出板「タイムス」新聞の抜
江戸より小の方江おゝく去る日曜日即ち戦争廿日
三日戦争ハじまりし戦の起りし地ハ江戸より四里の内
あるとゝ云ふ
いまだ此戦争の委細いまだおゝらざれ
ばゝんとおもへる○去る日曜日の朝江戸および近
き辺より都合四拾艘余の蒸気船にて兵士を大よく見へ

○

武人の伝しよ英人「ハルトリー」ハ当世大坂へあらむ
きに江戸堀二丁目辺へ入かつや町あたり繁昌西田氏の
許より引居し隣を以て業とせんかとて船来のおもちや
きるまんかなる時ゴム」の笛を多く仕入ることゝ一種の
乳を罩(ヤニ)めたる松(ヤニ)をあつめきびの糸を結(ユヒ)これを空中よ
り贈(ナゲ)糸のまとまるも解るの町くを拡まるに
到る悲鳴をあげ全を出しくことを買ちんと望む者
あし故に大に利を得たりと亦善く人気を撰(トル)るよ
ぬをもつて和治よも亦よく通ぜ近隣の小児等を集

ろくハルサンハルサンと心易く来るよぶを解ふ
のおりもよく見よ善ふとで笑よ一時人とゝふ
○教ふるに非ずして時代を敏々あぶれ
なりそびあびきもゆくびれ帰りそよめる
考按の筆
○江戸時日出尾形宮宿よりの来状廿七日出と
いへ共当宿役所より打あくや来りに
よし
脱走方の史あくに六百人ほど越後路へおし来り

日ゝ人数おまし越後勢と戦争おおよう攻
阪山城重本多相模作人数と戦争ゟ追ゟ阪山須坂
お城ともに楽ゟ月囲お本阪ゟまで先手押来ゟは申
もゝ尾州市阪ゟ石向いはぐも雑計阪ゟ今日大
市当領先ゟ二当三当ゟ探出し候ゟ市阪ゟ市
囲ゟ市ゟ向ゟお成ゃは

○弥生の比せの申ゟ市ゟ阪ゟ
世まいよるの深ゃ山をゟきくかいもまくまるぞ
よゝ人まるび
ろびーき

內外新報

第十八號

定價八分

海軍會計科

慶應四年閏四月二十二日

○閏四月二日出京都よりの來狀

野砲戰車一隊又仏蘭西人數百携出し大坂表より
兵亂起りあまた市中騒動に及ぶ旨帰国之者と其所に
不尾物大納言様四月廿七日申仙台守山宿に泊り廿
八日大澤廿九日京都に着之趣注進次第に付四日當
山宿出發當市途中より徴兵御引受しお成り更次
第仰付被遊候旨被仰渡候に付もづうき拍子迄に英法領
に押出しに新木薬法より手を以て名古屋表に出

注進仕候ニ付テハ其地ニ於テモ人数ヲ二日ヲ
残シ置引揚ル而已ニ而ハ不相済候ニ付テハ
横浜ニ於テ日々順番ニ而近ク
浜賀吉田其外尾張三河遠江ニ而ハ
ニ而順逓ニ而ハ間ニ合兼候ニ付テハ
費多ク出候

○横浜軍病院ヨリ抜出ス

横浜病院

但シ該病院及ビ鹿嶋病院トモヨリ出来セ
シヲ抜粋ス

右病院ニ於テ病者ヲ入ル時ハ一日ニ付一日ノ入費左ノごとし

第一等　ピドルラル
第二等　ニドルラル
第三等　ヲドルラル半

但シ英人ヲ以テ「マレース」人　ヲドルラル

右病院ヘ入ラントヲ思フ者ハ病院掛リ「ダフリヨ、エイチ、スレース」及ビ「ピケット」右ヲ人ニ内ニ依頼シテ「送ヲ経我人ヲ乗セ「スッレッチャル」ニ用ヒ時ハ差出シ「ヲ用ヒ

是ハ抜本ヲ以テ製シタル物ニシテ両側ヨリ棒ヲ以テ人ヲ載セ恰モ駕籠ノ

ごとき旨あり

金銀等の四書名表紙等の施物を病院の掛

ものへ交納の事

横濱に於て永八百六十八年

十月七日

エゼーヲ井ルキン

○大坂表よりの風聞書

一薩長志摂の勢軍艦数艘大坂出帆小國に巡り依次

押寄せ支より越後新潟に向し松平大人数を

率ひ五百人ばかりの事

一閏四月朔日東本願寺の鐘(カネ)鳴不申候

天機伺として罷出候て頂戴物有之候事

○行在所日誌抄

四月二日城内に於て各藩より兵隊 徴覚ゑ為 拠所

あるべき旨通り 但出兵の節は

時宜により 軍統陣 天覧のため城内に

引取申候事 出兵有之 行在所出仕の事

一通り筋の儀は表門より安土町通り場筋右へ折町

但し雨天の節は津呉橋より 御入城の事

延の事

廿四日

同日雨天ニ付　御出延の旨社司　名出たり

同廿六日射の御廻　御発輦社司　名簿を兵隊差出

御供仕候ものし命ぜられ　午旦より城中二の廓（丸）に於ひ

集せり　夫より別城中にて操練　天覧所へ　着御社司

立垂ニ付一社隊伍組立の人数隊列をゝのひ令

ありて隊の操練場へ進み運動発砲をなし終て退散

次て青三兵隊長指の人数隊列を整ひ操練場へ代（カ）るく進み運

動発砲をなして操練終て各満兵隊へ酒肴を賜ふ　御

供仕候者方ゝ通り

今日調練左の儀ニ付　思召を以指出の者を下し賜ふ御事

右統陣　叡覧遊ばされ候ニ付　御供仕候ものゝ

御巡覧ニ付　午旦より　御発輦迄　天覧所ニ

天覧ニ付　名社　伺出の者ども此ニ於て公卿法服着

馬を御馬場ニ引よせ乗馬を始め方ゝし大ニ　叡慮

ニ叶ひ度ゝ仰一同感悦仕候　御言

わすれ度ゝ仰頻ニ（キリ）孤（カゲ）を通ひ見せよとの　論旨

ニ付あとしく　天覧ニ供し奉仕

ニ未の刻ニ城内　御発輦御合よく　還幸ニ付

〇

四月八日午ご来刻仏蘭西国「コルベットチプレキス」船の
指揮官「カヒテーンデフリケイト」第二「ヘルガスデユベ
チトワールス」人名英吉利使節宿がゝ「エンビミットホル
ト」外五所名案内ご来陪弼中山卿御対面ありて仏国軍
勢両刻車続引ご蓋し退出 皇帝陛下御機嫌よく
御丈夫の御歓びを申上奉るまあり未の刻退出せり

○

四月十一日巳ご刻東本願寺掛所ゟ「新書院」ご来儀之
条ゟご面会 御対面ありて直ご使者の演武構へ 御着
座ある 主席ゟ次第の中ゟ御親兵の演武を

天覧ある 於相済ご 入御後ゟ議事院議長の事ご於
往出 御着し同所ご親しく 天顔ご於て
ゟ僕義ご賜む於浦賀ある大学ご三条候ご演し田中国
ご補弼ふの諸攻箱新田三郎三男ご上野ご於しあり於
の如く文武の名ご偏廃あく至ご盛ご真きご尽あき
思食の往成ご有難きあまくび申ご末刻ご至
御機嫌よく 御還幸 ご成らせらる

○四日廿 往出の宮
来る十四日外の諸刻ご元陸軍下ご於ゟ供奉ご
名蘭法兵調練ご 於御覧ご軍防局見分の為め

仕官忠有　帝沙佐の事

四月十一日

○

四月十四日午の本刻より各隊元陸軍所近急ニ屯集せり時刻の指揮ニ随ひ者一兵隊操練不ニ遑ニ操練を始め平々屯不ニ堪る程次々者二兵隊代り遣々個練をあれ者こより者七隊ニ和ニ至る迄ニ準ニ午の本刻ニ至ニ而ニ終ニ退散も

內外新報

第十九號

定價八分

○甲府よりの風聞書

一甲府御城代水野出羽守人数四小隊兵勢弐百人許ニ
て過る廿日夜半ニ長禅寺ニ出陣
一撫川勢百五十人ばかり新町ニ陣取
一奥平勢百五十人許り新町ニ陣取
一近見川内筋百姓騒き立のよし
一誠忠隊深谷より上陸の脱走兵出雲崎より信州柏
かた門田丹波鴻川中嶋佐山辺ニて戦争有之松代人

致残らず甲地を引上ゝ中の勝敗いまゝ伴ふべし

○同四月出稿よりの来状

同四月朔日出相庶内より注喉よ相成りゐ浪士天童
江おゐ！　審伝誠ゝ町家ゝも焼ゝ立ゝより山形江
向ひ誠備更ゝ有ゝ決し家上川流ゐゝ大合戦ゝお成
ゐゝ山形ゝ市中のゝゝ火ゝ打ゝ三日まゝ引つゞき
打合ゐゐお山ゐ由仙基よりも遥ゝ注加勢注援出しゝ
お成るゐゝ沢三位殿彰庶へ山形人数ゝ共ゝ注出張
ゝお成りゐ跡おゝ右残兵始ゐよゝ山形のゐの吐
しゝ申ゐ

〇四月十二日　朝廷より洋布告の案

先般　洋製紙弊生　洋家鞘をゐゝ洋布告ゐ　追出ゐ
通り　朝政洋一新の時ゝ膺ゝ普易賀器ゝ　思召
をゐゝ　洋風奨ゝ洋国体洋更張ゐの主意ゐゝ放端
書も　洋趣意ゝ体洋徳速ゝ改令ゝ大変革候し　宸襟
ゝ安し奉ゐゐ拠ゐゝ　ゐ海次第勿論のゐゝ候
令慶元以還受封ゝ国法制令ゐゐゝ雖ども当今の時勢
ゝ相合さるの候ゝ断然廃弊候し一新の奉本ゝ相立
ゝ　朝廷依舊一致ゝ全力ゝ尽しゐくゝ日新の　聖
業相賛生ゐ洋ゐゐゝ有ゝ然る上　朝廷将門の政権ゝ

清弘を以て社稷を守るべき事

一 政事のことを相談じ候者も有之候へ共　朝廷の事よりは External 諸侯　藩屏を以て体認一新之基本を建るを以て急務と存候

一 旧習因循を打破し賢才を挙げ国政を革むるを以て急務と存候

然るに依屓多くは任撰を以て門閥を以て政柄を司候ゆえ　External 旧弊 改革難　External 除き　External 建て有之候

一 今般　External 勅定　External おゐても　External 小笠原　External 流礼式廃れ　External 候ものも有之候へば　External 小笠原　External 流礼式を以て政事を行ふべき事

一 外国と相会候ゆえ　External 虜情　External を以て接待を以て賢才を登庸らるべし方今の事体と相合候ゆえ　External 接

へざる者は速に廃黜し　External 肥前　External 接待を以て賢才を登庸

し国政を改正致し　皇国一体　External 保護　External 扶助を

要候事

一 外国交際の儀　External 幕府　External 御委任

有之候通　External 条約　External 取結候上は　External 信義を

厚く　External 交際　External 開化に　External 進み候様致し

度候事

一 開市開港　External 御布告　External 相成候ゆえ　External 諸国巡察使　External 差向　External 改正

第十七章中　External 伝奏　External 武家　External 坂山　External 城　External 事

く　External 御国　External の　External 誤　External ましく　External 本月七日　External 布告　External 出府　External のも

就ては　External 確報　External を　External 以　External 参り

誠後路ヨリ来リ脱走兵仮山ヲ攻メ城下焼ケ残リ誠後城戸隊ノ実ヨリ多ク戦車ヨリおよび仮山労敗者のところ裏面ヨリ援兵ヲ以テ落城せず右沼徒討ヲトシテ屍多野三百人洋出張ヨリ去ル六月仮用ヲ通行せし也

○

四月橋頭開子規西人踊躍東人悲踊躍悲憤不免偏已見我虜移伊小六十六州因兄弟棣蕚願使金甌全君不見望帝之眼高千古蜀王宮殿棄如土寄語世間忠義人何不及時修牖戸

失名氏

○贈青眼居士并和其韵

欽君為國起諸賢無用吾曹便泰然小院沈々春晝永床頭笑掩十三篇

六橋外史

○徴士井上石見建言書一通

蝦夷國拓ラルヽ分営械ヲ製造して人力ヲ省器ラルヽの策ヲ勢ヲ其ノ旨言上仕ルところヲ策如何ト文ヲ下問ヲ蒙リ愚針ヲ願ヒ及ビ書ク書ノまヽ其ヲ呈上ル

蒸気器械ハ俄ニ製シ難ク雅ヲ遣ヒ先ヅ水車ノ一事ヲ以テ

巻くる時等の車あるも五十四を巻ッ故ゟ一回き人の労ゟ代ゟい五十人ゟなるの理まり我国民の大敵九四千万人とまるとゝを一日二拾万石を食ふ米ゟ合ゟ一人日の割き人ゟゝゟ斗づゝ巻くゟゝを一日四拾万人ゟ及ぶ試ゟゝ右ゟ四拾万人ゟ雇銭をふるとゝるとゝゟい幾多の失費ゟるやを外酒造等ゟ用也る石の米数を加ふるとゝゟい弥莫大ゟるゟゝ一国残の幸を討るゟゝい遠く実ゟ眼を恙さゞるが天下ゟゝ富強ゟゝゟ必然ゟりたゝゝゟい并申ゟ(ハミゴ)積ゟゝを下しおを没しむる家ゟらん誰ゟ是を思ゝ愚とし仰故ゟ井戸車を用ひざるやゝ陸ゟゝ同ぜるとゝ残滓んや世人かゝる一家のお費ゟゝ猶ゟ易く顕然たる国士の仕費をやとゝざるゟゝ歎かてしきとゝゟを生ゝ人皆一家の庭史を見るでゝゝ一国の人民を愛情し遠く器械をゆくゝ成し得る限りを極めゟ善ゟ人力を費さゞる深遠大ゟ思慮を巻さゞ丑家富隆をあゞ事又何ぞ私かゝんや

右愚意の概略ゟ一家生業のをめゟお車を営んのあゞ就ふりの有それるゝ地所等の故障ゟるゝせ賄賂を得さゞる者も有ゝ我ゟ承りゟ右等ゝをめゟい天下ゟ大益ゟる出る事を

知ぎるの勿論ほか降じ以来右ほ降ぐ以前ぐ公私往来ぐ節ぐ
ぐ公私往来ぐ節ぐ
しほ相成度存ぐ「私ぐ」ぐ為ぐ
十分注意ぐ上ぐ
従上敬白
七月

井上石見

內外新報

第二十號

定價八分

○同七日出来更津よりの来状

一去月中より當本口光をせし沽徒(ギョ)去る七日蛸ケ峠取の近をある沽徒と云村より出張せり官軍薩藩数百一隊と戦争相成り辰下刻ヨリ軍敗走退をせし中に一つ近隣連合の備家應援の兵も有しとぞ午後より合戦やゝ殊兵ども何地へか退去全然などゝも近傍の民家兵火なかるるもの頗る多きよし

一當地市中の騒き一方ならず婦女子の泣叫ぶ声ちまた

しく然るども敢て会ふて大捷を収むるに至らず却て敵の為めに逐退されたり

一八日雷雨あり二三里隔つる海岸の山合(アヒ)より砲声しばしば聞ゆ夜に入て失火有りて暁天まで盛んに燃えたり

○昨日二十日即ち我国に月九日或る外国人より横浜新聞紙局に投ぜる書状を抜き訳出せる余が約「フランス」波戸場を通るに一小流を渡へたる丹を架け放置せん斗(ばかり)なり其の歩兵凡そ十六人許りが敵より上陸せる線見かけ

戦闘の関係ある地を通行するを厳禁せられたる事柄を洩し又外国人の往来する多き横浜の地(モト)より日本の国を擾乱(ジョウラン)する筒を擁へる歩兵を上陸せしめざる為め幕府へ掛合ふて然る後ち改府へ掛合ふべく然るに幕府は其筋も充分に行き届かざる為めか一旦打ち出せし条約を改めんとするの意なり

又「ヤ」の戦争の幸よしや「ゼヲ、トル」迄の死し傷(ケガ)

いおとぐく敬さまをり
「アビシニさ」戦争のおり「ベーリー」新聞
ま見へ「ゼヲドル」」いふ国王の名義あり
去る廿四月三十日即我四月八日の夜箱館の分国人
居留地殊ごに焼失せり
○仙墓よりの来状
去月中旬の比爺洋退治として仙墓勢揃出し一書あ
り仙川頃ま五ら支より矢吹須賀門郎山本宮二本松
福嶋須ま来れよりも頃分まぐ引續居りれ不令津勢
備前代より山越ゐるし郷ま陣営ま製鑑いゐしれ史

勝敗未ぐ詳まらび

○首夏書感

漠く愁雲西須東起居涙濺草堂中、昇平二百餘年業、

誰把　神思付太空、

失名氏

○

侯和高須頃より去月廿八日出立しく来ましし者の語し
ま此程新深より暇去無ごふ人汁り歌教としく京の
越ま付魔雷人組右兵衛めとしくれ国給ら向入れ史
道中ふく野ま戦争の噂行くこと育く急角□□教の汚
名ごま雪るうちい戦ひい止むまでとの風説ゆり

○題号ならん
大きなるみちにて人のおほく歩むそばを囲いうみ芋の
なるほどしき事
のことくにおほくの日も雨ふらさるやうにもまもりく
ふむ心ならん

○四月十一日東叡山よりの御達書

宮様御工事後つよくなる十九日　御發輿御治定
の雲日光東台其外御配下向ハ不及申ハ麿下し士多輩
江戸市中近在近郷ハ後日御用ニ寄達　御發輿
近郷ハ後日御用ニ寄達　御出ハ同断
ハ相成ハさる　御發輿ハ雨天ニも相廢ハ申出ハく候
奏ハ申不容易驛擾ニ付　御發途ハ遊ハ同
御工事後ハ人心落着ハ宮ハく候
津松支ハい通達ハ宮ハくしい事
右ハ分四月十又日東叡山ハ御達としハく諸寺山伏
百姓町人等寵出備寺諸山伏等正服ハく隊ハく列ニ
流ハ宮ハく見物弱貴賤集ハ多しハ中

○四月廿又日熱賀府より金澤ハく御書付ニ又
御達書
松平肥後守事近ハく暴動ニ及ハ趣ニハ將ニ既ニ

く後一等減刑皆以上の悔悟伏罪仍仁恕を以ほ於
その寛典を「行」ふ以何ん悔遠ざく仕向 仰渡
はる事

仰渡書

其方儀勅命有仰付ら徳川家名ざく成行不奠
屋内を御発仕向安堵悔悟ほ深く向「後」仰渡書
いいく

熱智府参謀
陸佐
杉平肥後守

熱智府参謀在中

○

頃日我社中より新聞を投與する者比々相屬き是を以て
未だ稿を脱せざるの半筐ほ又ぶり校合出来次第印
刷いたし得共前後時日の相違多分ほ可有之看官の
着意參照せむことを我希望を

中津侯歎願書 仁和寺宮上書諸侯の届書等逐次記
載さぶ

相州小田原武州八王子邊ほ浪士屯集の報告ぶり
大君御辭職以來の事を知らんと欲せば追々發兌する
所の前記を見るぶ京師當時の職任ほ別集ほ詳あり

○

一社友新局を開き日々新聞と號し第一號より引續き出板ニ珍説定めて多かるべし

內外新報

第三十一號

實價八仝

四月中旬の比仙台藩の港を出帆せんとし商船よ集
まれる処より左る町人の話しよ出帆の前々日十ヶ浦花
の軍經基港よ入津せりそ中よ士官多く乗組ミ居
たりしそ私い奥羽ハ九條殿下をかの者をおくり
たる私ありそ仙臺より會津退治としく兵を
出しあるよそ兵白川を打ち容陣せし我會津の警衛
はいかひ仙臺勢敗走しあり故よ此私を巴し援兵を備

俊せん多めて大坂より
よし

○去年九月改め江戸市中の人口戸籍調帳の写

一町方之部惣町人並人数多

四拾五万七千零六拾六人

世竈数拾壱万三千百廿五軒

但し家持地借店借備右仕舞近の負数

内男　弐拾弐万八千九百五拾四人

女　弐拾弐万八千百参七人

一壱仕門お町人並人数多

八万千三百九拾七人

世竈数弐万零七百廿五軒

内男　四万零九百五拾三人

女　四万零四百五拾四人

通計五拾三万八千四百六拾三人○竈数拾三万三千八百五拾軒

内男　廿六万九千九百零弐人

女　廿六万八千五百六拾壱人

外出稼の者

男　三千五百九十七人

女　一千零拾九人

右ハ萬歳迄の人員ニて世化之節遠の町人社役者并
町宅ニ住く小武家の家来ハ世数ニ入ラズ

○

申ノ新聞雑誌四号ニ載せたる音信の趣代拾襄報と記
せし弐人の一封書ハ我仕中ニ投込せり始ニハ新聞の
益大ある様ニ見し後ニハ実ニ煩ハしと雖ども投者一ニ
如何ともする無きの意ニ成仕之を無きニせり又巻
ノ箱ハ国より申ノ初製ニして雑報ハ内ノ鼓吹と
を極めて複出を嫌ふと雖ども牡偶合なりを免まぬ況
や頃者江湖新聞、遠近新聞、我ノ事略ノ類輩出して既ニ
六七種の多きニ至れり安んぞ能く之を防くの我得ん
や然ども茲ニ至りてハ我ノ全文を棄換して之
を模倣の訳稿ニ托し或ハ英佛の原志と矯ち造意の
図画を挿入する者ハ之ニ従ハざるを得ず之ニ従ハ
新聞報告の旨趣を失ふのみならず甚しきハ律官ハ
正の書と同しからしむ惜む可の甚しきあらんや我
需ニ応じて世ニ公ニせし一巻止まだ相倣ひ遂ニ猥褻猥
人をして厭ハしむるの図ニ至れり而ノ後ニ新聞の衰滅之ニ始

つ爰そのく終〳〵ハ則今日の盛形る誠ヨ喜ハ爰〳〵と雖
ども安んぞ的日の衰へざるを保せんや況ま我帯の深
く憂とまるところろ形ろ異くハ将来刻成の日互ひに冬
幸を交易し有無を融通せんるを彼ヨ俾ふあるハ世ヨ
省き世ヨ戒まるを彼ヨ剛ヨ勢めく公正ハ由し路繋の
幹形ろ〳〵しめぞ則倫敦（ロンドン）府百六十個局の多きも亦企て
く而しく終まぐ〳〵皆同化の一盛ヨ形ろぞや他を一時
並刻しく冥符暗合まるの世俗をハく親を下らざる者
ハろ況ま我帯の各社幹事ヨをむ不ハましく俾せく或人
の廖ハ言ふる不ハ形ろを

○同ハ月十一日出福時ようの来状

仙基庚人救出湯ハ又百人程相固め当時合戦爰く九川
表ヶ本宮ハ二本杉ハ不ろ石ヨ多ろ相成ハ別ハ中山石
遮通ろく合戦宵ハ〳〵ハ今ろく会津勢須内拝ろ
しと中不ハ引取薩ヨ相固めハ拓ヨ暫く合戦爰く九
ハ相馬庚二本杉ハ石縄出しこま庚九川ハ〳〵縄出しの
史件勅使沢之住殿ヨ官軍薩長勢凡そ百人程庚内
退討としく清川ハ〳〵出張就くハ山形ハ上の山ハ人救縄
出しヨ相成月不ろく戦争相始ヨ官軍方不勝利く史ハ
月天童落城市中八九ヶ所通り焼失形又官軍清川ハ引先

以て八日朝より長[redacted]と中地を庄内勢と引連合戦相始め右は分山形、舟形、天童等の大勢繰出す相成ゐへた処、
追々大合戦と成り中々もって山形本庄、
行当も亀喜市中不残家財を奥羽へ引越し女子老幼の
輩も立方ハを退せい也九日より杉戸人数多人数引率し板
谷沼まで追々出張一泊十日夕方清水
老毛村より徳尼二百人程追々出張相
成仙蔵口より出る筈哨兵より相
知らせしより清出張と中々もって
いたらんと一日大騒動也

○

羽州天童落城の伴説并ニ号る出ル

○同廿四日或る旅宿の藩士の話し

かねて家来信州の大名十万石会津退討を命ずるを
藩より先頃申請不審ニ付会津退討を命ずる人数固め撫育引揚ゐ
節有之節相分り会津退討出張
後の残りびいどろ無隊百四を離ること
壱里半程の不まぐ第り居を
のよし尚此ふまぐ拾ふまぐくらの場
ゐ者ゐまでくらの場ゐ藩士向ひ

○

元是德川股肱臣、何心阿諛苟全身、他時若遇天兵起、屠
盡□□戎裏人、

作者不詳

○

內外新報第一號より第七號迄校正出來
付近日再板合本にて賣出し可申候

內外新報

第十二號

陸軍省藏書

秘書課

定價八錢

慶應四年閏四月廿五日

○信州善光寺よりの来状

四月十七八日の比我後る而順荒井宿へ逗留の脱走兵
我後路より信州松本を通行す付宿く人馬徴立差滞
出し尤も沿道の諸侯の領内不及宿人夫百人程用意致し置
先宿宿々飯山領松代領宿役人より差出し
申あく幸多作より壱里半程手前より飯山城下へ繰込用人等
廿一二日比脱走兵飯山城下へ繰込用人等
戦争不致旨決判す相成本多家を除家中悉く

代く援兵を相待ち候山城下脇まへ不限川原川筋合く
門前く渡新居脇晩老方ゟ門楊に乗程吉田野忠張右
門を隔く安田と中形へ陣を敷其外日暮に及大砲ゟ
筑赤掛け戦争ゟ相成晩老方大砲ゟ遠ゟ敵戦し候山
城門おと門退城ゟ渡しに付中途に雲来多野一時ゟ城
門を開き砲発ゟ及び候故晩老兵悉く敗ゟ城下市中へ
放火し行きく、の逃去に付吉田野勢ゟ引戻し申
候城下へ到吉治候ども面垂に原相乱し同城ゟ隙長
縁とに付成に晩老方死傷又十人余ゟ相代方即死者人多
負ゟ人くし申候本ゟ田尾ゟ多く人数遣く探出しに付ゟ

吉田野一まおく戦争勝利く申門続き越後路へ人数
向残徒退治右備前ゟ向へ浪徒ゟ内通ゟ有候に付
合ゟ相成ゟ向原ゟ田畝高弐千弐百弐拾弐石余
重ゟく取く候間門を建固ゟ厳しく相設ゟ申
候

○志ゟ多羅尾ゟ書

無く油断中上に通り平右衛門殺害不審く筋有く入京
致ゟ届止に就京地ゟ
弐し候為数名去月廿四日ゟ
到着後悔仕居に雲月晦日入京致ゟ届
門宗十郎ゟ通達く依く之而月朔日不出ゟ去る六

日京名仕り陸中釜石屋中よりの
七月十七日
猪垣平右衛門家来
小栗相市右衛

○補遺
安芸家の士水戸街を歩く 大君の御旅行を見るに打
と戸側代の御駕籠あく御箱をよけ置御供役付の御
羽織を着石御脱袋を着遊御捨をかぶり甚だ御供を見
まぎらく波を流さぐるを怪しし御先へ杖掛休らく者制止を
相勤ひのくにくも供の中みくい者駕へ飛去行
ま不平伏平をいよし

○閏月十一日出山形よりの来状
庄内より繰出しし人数
白石慈恩寺治
熱大将高二千八百石 酒井兵部
軍大将高二千石 石原藤助
軍師 加谷野清助
先陣 中村清蔵

中村次郎
彰徴組手人附添

佐沢治

山形ヨ使者

勢多尼三ケ人

右の人数七拾餘、志津、本道ヨ、益恩ヨ、佐沢、右ヌケ取ク
陣ヲ置白井仁田保延村通リ岸ヘ日の丸の旗押ヲ大

姫　平左丈
石井重助
彰徽組又百人附添

白井庄助
益　仁九郎

百八

砲の者四ク恐しく相図ヲ出張互ひニ(ニラミアヒ)ヲ照合一当日往打合ハ家双方二人宛
人ヲ傷付ハ生かくく山形より門口二当ヲ探出し
長侯より達摩村へ陣ヲ置ヲ処ヨ居ヲ元ヶ庄内へ
ヲ居ヲ元ヶ庄内へ
くハ生ヲ以ヲ固めのくく日ヲ送ヲ依
て官軍ヨ命しハ探ふるも相見へ当端ヨ双方数会
撃ヲハ生ヲ以ヲ庄内方より空砲(カラツツ)打ヒくハ山形勢大
ヨ驚き城ヨ引ヲめ砲発ヲ当しハ我ヨ対庄内方ヨ暇
ハ及び大小砲打かけ逐ヨ戦争ヨ相成り山形勢士ケ

百九

計人討死搦舎ニ而壱人即死弁ニ三人討たまた庄内に
も計ニ人討死有之ハ中月刻右之通の次合と申ス
戦闘庄内等ニ而弐百人ほど二人討死山形勢ニ人討た
また敗軍引取ハ当月刻庄内勢天童ハ押寄せ城の裏
手より大砲打掛ケハ故一落必死と覚悟を極め切出
ハ新手殺(サツ)ん(ママ)と相見へハ共(ママ)ニ而まだ弁
令城下家中焼立思ふ侭ニ戦ひハ中庄内勢焼逃ケ
老の森石町ニ焼拂ニ相成ハ天童家老吉田大炊(ママ)ニ従
又六人ほど敵兵七人討取ハ死骸数しがたく一下
ニ而壱軍ニ引取ハ酒井方ニ指人程戦死織田方七八人

即死有之先ハ勝利と申事ニ而庄内ハ従城ニ而
ハ故障ニ成ハ有之ハ中庄内方ニ人数を集め最上
陣所ニ引取ハ山形へ攻寄ニ付ハ仙蔵
へ官軍より退くまハ弁ニ而ハ注進ニ及ひ同六日新徴
勢八十人程笹谷峠ニ着陣ニ而ハ山形先ハ
仙蔵勢七日宿通ニ而ハ同日六十人程ニ而ハ退く官
軍到着ハ相成同夜下条町遠慶寺村迄ハ先ハ
出張有之ハ相成町ニハ相固め庄内方へ打入ハ様ニ
庄内ニ而ハ大砲の音ハ又四程ハ有之ハ内村ニ而ハ
村夫壱人ニ而ハ薄藍村ニ而ハ大砲の為ニ而ハ
村ニ火の手揚リハ未だ勝敗

去相分まで来りし風聞書

○荒沢宿より中来里迄弐里程之所田と申所ハ七
当月十二日戸塚宿江罷越候処ニ人ハ多分門前と
不分人隊ニ而のよし之人も多分門前と
申来右ハ去る九日日光表より逃帰りし者ニ付世話
暇之隊長より切腹ニ申付しよし沙汰ニ

内外新報

第二十三號

價八金

○同廿四日出藤沢宿よりの来状

本月十二日夕刻相州出藤沢宿より江戸表へ脱走兵弐三百人余り私より上陸いたし候ニ付藤浦と申寺へ一箱根山を打越通行ニ相成右ハ江戸表へ出張いたし候由

○同廿六日出同宿よりの来状

小田原ニ弐百人程同本寺院ニ屯集いたし右人数の内打壊ニ参り候ものハ未タ打壊ニ参らず尚宿通行

有之今十六日も四ツ半過迄度々挑燈返し申候又大磯平塚へ四人救ニ内五越落宿ニ而一泊ニ居申候外八王子迄又ハ南北変甲郡越知村ニ脱走隊ニ而組ニ成宇都宮房総等ニ戦争ニ而相四里の道右隊より世話掛合ニ筋有之小田原ニ而戦先方返答次第ニ而相成ニ百姓ども百人程ニ人数相揃ハ申候ハ度ハ

○

仁和寺ニ書面ニ而申出ニ号ニ記載ニ

閏四月六日小栗上野介不意ニ遣ハし申ニ号ニ出ル

○中津屋敬頴書

昨慶応四辰年ニ徳川□□成今般　朝廷ニ有之候ニ付而ハ□□といふ大逆無道ニ天罰を加ニ候ニ付而ハ二條城ニ御籠城ニ御座候ニ付而ハ極内ニ而ハ御手薄ニ御座候ニ付而ハ三日一体ニ而引取ニ候ニ付而ハ□□のお手当ニ而ハ御手薄ニ御座候ニ付而ハ□□の不都合ニ而ハ御座候ニ付而ハ御手当ニ而ハ御座候ニ付而ハ□□儀ニ而ハ御座候ニ付而ハ□□儀ニ而ハ御座候ニ付而ハ□□儀

三月二日

奥平美作守

○四月廿九日

尾藩

田宮如雲

松平肥後守殊更懇遇相募里尾張侯不通に受迎之に就
相開へし頃を第大納言公退紂二 紂王に向其方清
明なるを以て百事力成切を遂げ稼紂二 紂紂ぐ泰典
我内閣幸勢局判事紂兄に
○伏見よりの来状
高田家老申板重次郎を中著先輩ぐ家沙へ云石居に安

懇厚なる天下望蜜ぐ若し留一死をいく候ぐ 天
遺を幸紂ふより外他念なく候も頭丘見聞仕に義も清
座に間仔事右ぐ膝突清察に成下度恐惶謹言
来ぐ勤労をも紂ふ二 四月 恩石天地宛翌ぐ 恩石をいく寛
大ぐ御取亜紂 紂紂ぐ兄いぐ子ぐ茅ぐ雛育仕合ぐ幸事
品遺幼弱不肖茅候ぐ清ぐ御合不申紂右極ぐ候ぐ上に
も幸悲入に海左旅徳川家に恩顧紂ぐ義ぐも有ぐに紂
も仔分不敢侍親里親此度御罪ぐ奏分清ぐ有候
ぐ御使ぐ中上に伏て祈ぐ 恩裏ぐ復清砺左度御剛被
紂下に紂に血ぐ祝願仕に上

○補遺

一板倉勝明備中松山城へ移封の命を受け用城の事を議するに當り重臣を召して曰く「城を人に與へて國を去るは武士の恥辱なり」と言ひ家老久世三右衛門を中者頭とし人數を殺して

○宇都宮屋書

土佐守在國の留守居板倉内膳正より達あり板倉勝明參勤の爲八日栗山道を經て發駕すべき旨を觸れ出せり

戸田土佐守家來

一板倉勝明備中松山城へ移封の命を受け用城の事を議するに當り重臣を召して曰く「城を人に與へて國を去るは武士の恥辱なり」と言ひ家老久世三右衛門を中者頭とし人數を殺して

何某

其節家老然田帯刀百人を引率し伏見戰爭へ加はれり

殘る所の武士六ヶ敷は故郷へ歸し妻子を遣はす事

明治元年戊辰の春心を表し士分武百人を備前へ預け

但し備前より給の義人を減し殘金を助へ二百人指

一松山用城より受取るも一切取拂ひ

儀場に隨ひ恭順を決定し在城の士分二百人農家へ

潜居ハ多シ藩中奥人数六百人ハカリ備前ヘ属セシ者二百人ハ元山ヨリ脱走ノ者二百人ナリト云フ藩中妻子ハ皆ナ敦賀ニ在リ又二百人許ハ藩中妻子ハ皆ナ敦賀ヨリ備藩ヘノ布令書

○七月中糸都ヨリ備藩ヘノ布令書

今般王政一新殊更皇国関東進軍ニ付テハ従来ノ政体ヲ改メ一新ノ制度ヲ以テ従来ノ家族等ヲ家来ヲ官府ヘ召シ置カレ候処元来ノ制度ヲ以テ従来ノ家族等ヲ家来ヲ官府ヘ召シ置カレ候処元在来ノ通リ召シ置カレ候付テハ諸事ニ引紛レ候ヲ幸ヒ逃亡ヲ企テ又ハ病気ト称シ引込ミ候モノ有之候テハ不都合ニ付今般一新ノ御趣意ヲ以テ引締メ候間此旨相心得ヘシ

○補遺

○七月某日長州ヨリ兵隊建白之ケ條　有栖川宮ヘ

一毋度関東　御親征ニ付テハ従来ノ兵制ヲ改メ一新ノ御趣意ヲ以テ万民鞏固ノ基礎ヲ立テ海内人民善悪ヲ中和ニ帰シ皇国大礼ノ基ト相成候様仕度奉存候ニ付テハ従来ノ兵隊ヲ廃シ一ケ国人　御徴兵ヲ以テ御親兵ヲ御固メ被遊候ハヽ御手薄ニ相成候ヲ恐レ候ヘ共御国体ニ関係仕候儀ニ付テハ必ス　内命不顧申上候事

一天下之政事ハ必徳川家ニ伺シ専ラ儲蓄ヲ方儀
ハ外交ニ委シ何ヲ云百年来大政仕来リ天下之人民
悉皆有之ニ雖ども只人数ノミ多ク費ヘ文ニ而伏ル者
ヲ称ス何ニ而も出来悪ク何ニ而も仕損ジ若亡ル位ノ法儀令ヲ
有キ自国ノミ相固メ天下ノ事ハ不相成ト云卑
キ徳川家ヘ政権ヲ元ノ如クニ伺シ専ラ儲蓄ヲ
大礼ノ基服おゐて有之事

內外新報

第二十四號

○仁和寺上書

嘉彰仁和寺相傳齡十三の秋より遡き勅書を奉し出家得度雨来一點も法燈を挑くと雖ども中心全く佛緣なき如せば長ぎるなびおしく文字を勉むと雖ども空しく光陰を送るのみ之を知らざるに非ず遠んとまるを羅し懃懲し晝日夜止むおし然る九日く奉ず頓ず還俗を免さる旦更に官職勢ず就と雖ども齡僅かに弱

冠を遏ぎ才力空匱徒に憅慨を発するの方今　皇国改革一に　朝廷より始まる不得已哉一日も朝倉実に万世不抜の業を不垂如何ぞ恐れを忘れ　皇国今日も乱亡に陥りなん事か　国人未洛の日より起て今日を挽回するの遑い西洋各国も政体事情を知るに於ては中間に於き親る者なきと雖ども在よそ人まず航行の拳を開かざるの条あり春嘉敷自ら熟思して四く公開して行き是ざるの条あり春嘉敷自ら熟思して四く公開して行き是ざるの条あり春嘉敷自ら熟思して四く公開して行き是

近来大政宜しきを出板し広く天下に　御教告を
遵い候いよ〳〵貴賤となく　御趣意を敬承せしめ一
志に方向まる事を象理を践行せしめんとの
　御仁恵に外ならず　依て備岡裁判備道築掛使備前百石
居多く清淳に相成い事に候間大切に心得ひ遁邑逃隠
まじく候　尤も不法掠　御制令厳敷候間相心得い
事

但元幕府ゟ附属元代官支配所いへ度元係
り候者共ゟ　御通達之趣仮陣屋囲等ゟ
宿割ゟ差支相違い事

○臆病ある者の作し

中仙道楯川宿の近くの事なりしとや世にへ御通筋
古右の田圃ゟ青麦熟するを成る日一隊の軍勢
いかめしく装ひ大砲を通行ある此農夫の馬又亡走
打倒き者と思せしが来掛まく軍隊の先へ駆越んと思
ひ痴中の裏路を一さんに走りしも盗賊の防ぎを
ろく農民ゟ警衛せしかと彼の軍勢
伏兵なるやも知ひらん隊長ゟ先ゟ走り出し跡ゟ
ぞ〳〵追ゟしが同ゟ故の如ろ走り来

もし病者あれまたもや何ぞ
も笑いし実に瞎病の土一合今の世ひもかり
の借ら並しさまど瞎病も習さし
と見も漢士三国の比拓孝長とつふものかり城中に居
多くしが俄かに敵の攻寄る事を聞や恐るおのの
き急ぎ一室に駈こみ戸障をかし一臥より夜具打被すく
伏居多り合戦すり件にしく猶くて面を出さりき時
よい気色くと驚き次の日いかにを出くと戦の消
息を聞多りて其日よりくと乃ち自分病と頁ふくと花く笑
剛にしこれ物妻秋に見くと多りさまべ瞎病のくと一

生弱きまでもかく称で必ず果
て病者と倫多多りべ

○小栗仁右衛門屋書

秋本家小栗上野介を召る正月中土着
比村二月廿八日和仍正月
廿五日廿九日客軍杉平右衛亮校舎を訪杉平
織九代人数三百人程上の舎宿を繰出し商用為正野
介を接団村石揆入右人数くと内重をいりの
て小栗上野介父子征伐して中角越後守相違しと
角相違と是又大小砲苦て相戦して中角掛合に付同月
又一段い来る三日高崎石相戦して中角掛合に付同月

廿四日同人七ツ時比日和石志仕旅宿發し日和あく同日
日暮方出て中食越智より紅谷迄は凡そ二里餘有之紅谷
より石建山家迄之人く大小乳揚け同七ツ半時分町茶屋
町茶屋より石建山家迄之下り連生石路も悪く相續いへども
更に骨折る路も無く宿屋へ一日石連生山分五軒山
家有之人く内中両之人い加居て有出役く者中達
し又一和め之人を斬首致し中両之人共吟味中入牢中
村山有中浦入牢致し山事両も形く宮傳町安國寺ヶ
寺より官軍より出牢中浦し則出牢致し山事有之く者
多傳町石出山事検田村し者山出會仕野谷安吾有之り
不日人後を時六日朝日の半時比より雨降る路も悪く上野谷始め家来之人斬首致し山よ
て日人不拘く諸道具家来ども不拘く船ニも積ら比荷
造里致し何方へか移山有之候間荷主ニ而も人足ニ而も
着内ニ人足ニ而より出府荷主ニ而も人足ニ而より右の
津屋中ニ山よ

閏四月十二日

○

小栗上野介殿
小栗仁右衛門

今月上旬ニ比會津家老仙臺の先鋒軍門へ降伏謝罪と

しく在出いて分白石清陣より初めく會議に及ぶ白清
達有く信く緒藩重役迄く白石へ參會に出仙墓より
中來る

○某がしの君卯月の初め花見の興へものし
給ふよし承はりく
古くろ給ふく箱根の山共和くきに見かきひ後を
給くさめくたり

○

三月朔日會藩柏原源兵衛　天朝より御歎願參與衆應對
の始末并柳原清記歎願書名書廿五号に出ス

內外新報

第二十五號

光緒六年

○熊本世子より松平家物より當守居を以て吾出し書面案

外臣某形ち須て熊本慶の世子君左右執事に捧呈仕り候當藩洋務の事來右文武學校名教館遊歴既に三利民熄癈ども館舎を於徳川家に乞ふも教師來給頼實に　皇國ども洋學校に於ては天下擧て泰山の安きに置ん事を欲す　王政復古天下一新ども折柄

世子和刑法事勢之至殘酷選任多素行不良之輩
大率鼓腹舞蹈之風不振得失苟且之弊日甚
弥綸仕い其も要領を得ず死を招し殺す者と仕り
行幸相成候節衆庶憔悴哀傷之情実に不
忍顧候不堪いたす事に候間大恩難有仕合奉存候
又今般徳川大君不測之薨去幕吏警衛之為
居側奉悼惶候 天哉を呼ぶ地を叩き
哭く可き媚く可き業を不覚妾共に於
来清徳後と清徳候に多年
候間清後見と被仰付候間

清相続相成候に付ては今迄之通り御清相
続と後将軍職を二清固辞相成候に付
に清愛職相成候に候得共心中挟む不可
軍と推戴難き求くて更に重清候を
者二と辞重清不徳と往古より及朝廷に将
軍職清辞退政権返上
上に我二百諸侯清指揮も不相叶 神祖清剣業と六拾
候ゆえ清雖も相成の事を愚夫愚婦と申とも承知
つ仕候え二百年と清統業一朝に棄捨天下と
以仕世行候も 主政復古と清紀律相立 皇国と清

と徐旗東下まいまに第一敵對の為に者皆そこ於そそ
予が首級をえにはしとその上表にく新下こ泊こをき結
幹恭恐僕惶以箇　王儁を
及ん宵そこ旅そくい諸軍を引率し清上治　剛下に於そく
是歌曲をを清陳正宵そいとも多ぎ生きに要に竟に生
終也要こ陪是又清及ん要に清生にを
保保清恭順る在伏罪こ清陳情清生に報にいの的共
清赤ん黄徽不仕に於亡所清親伝く大令下をにより所
一呪こ和垂要こ衆敵山中に幽閉清整居夫に住き述に
伏し是恐懼百拝を以箇清一呪ことにに引文儲度い中

いるをび旗下こをにくを石投いきん中如
行往にてそる在い我是清及ん要に降こ寸七にきを
い右こ通にに居いんをを天地律的も所照覧清及清に於
てい毫末もそる在万象に求に敢に僕策恭向こ倍周にく
空こ齟齬仕の罪も了有こ甘ん甘ん乞世参　を以所優
古天下こ更始清新改こ和め寧ろ是緩こ清史猪清生に
こも好生こ所大徳民ん仁洽仕に了億兆こ人民感泣
帰仁化浸染こ慈母を慕ふ如くに清　王政い日月新に相
立て下和安に　室閭こ清乃こ哉終令　大義こ清御覧清要徹
こ乃いそる在同寄哉終令　大義如何拝こ清御覧跡清生

いとも既に数代し将軍職ありて故一旦六拾州を
以上も清盛清盛ありても重井四郎令　大君の御
く恵いとも　東照神君　主家に清力をもて天下萬民
のために盡されし幸等若も公いとこ百年ご今日
に至いたる天下を泰らく安く恵き給ひしまで勤労よ下快
楽をほじくいまし仁沢を私四名徳川清家ご等
清春顧ごありまして両家ご大典定則
主者し不法横働ありて急く歌に堪ざるを
縄墨(ツミ)に陳(ノベ)給ふ歌ご曲事ありまぐかしく伏ご乱く
い賢良ありて世ご徳川　大君　主政復古の正大ご清

徽猷を助ある体ご心ありて職を清補佐申い徳川清家を推
峯下い萬民を清仁愛ありて　主いとく天下奥隈ご不望に至
為副いまご清葉多年寛仁清下風を慕い素ん心空
しかくご萬民峯ご清恩沢を感載ご仕和清某旅ご伏願
く罪を犯し僕ご言上仕い和清某慄懼恐惶ご至に堪く
お頼希願死罪死罪

月日

○世の中さまざまかくきにはくきにはくきに
て

あらき世にありてもあきらかくきにはくきにはくきに

〇

菅原かめ子上書高田茂歎願書追次刊行ニつき

〇壬四月廿九日 仙生ニ陸奥守家
慶長依罪ニ上ヶ徳川家名ヲ續ク義祖宗以来ノ功勞
ニ因テ格別ノ
敵國ニ対シ安危ヲ助ケ
但一城地領ヲ返ス 仙生ニ事
〇
中渡
来五月朔日呂服掛牧野豫州守屋敷ニ於テ委任紙生
糸問屋
大総督府会計裁判所ヨリ

和漢拾遺未錄事をしるすのや

辰閏四月

內外新報

第二十六號

定價八分

○閏四月廿四日

德川□□水戸表ヨリ退兵後攘夷ノ相ヲ全ク
改メ相出先鋒悔悟致ハヨイ非常ノ寛典ヲ以テ
ヨリ相返退ケラレ候ニ付出ノ激急ノ旨大総
府ヨリ御沙汰ニ付諸ノ進軍ヲ官軍ヨリ引ケ
大総官西陣ヲ移ス御沙汰ノ事

東海道

大総官參謀

栗山
木陵
奥羽

宮軍隊長中

三條大納言

今般德川□□隊伏誅罷帰候
徽典寛典ニ浴不毛之
安堵ハ勿論之事ニ候 依之早々帰城
清汚法ハ事

後四月

右之通被仰付候事ニ候
以上

後四月

汀東彰平
小笠原唯八
彰田三郎

今般関東巡察使トシテ三條大納言卿ニ
差下ハ為ニ

後四月

廣東不取敢ニ依忠ノ事

後四月

三條大納言為ニ関東堅客後事下ス　秋尾伯耆
依存ノ事　中川對馬

後四月

○

三条大納言為ニ勅使ヲ以二月廿夜西城ヘ御下向之

○高田屋歎願書

徳川□□従来通交有之ニ付而ハ毎々又々不書候共御免被下
候ハヽ先格ヲ以者戦争ヨリ及ル御沙汰ニ付別紙　御伺ニ　依忠
ノ　天威ヲ以ヲ懐ケ通交ヲ願ハヽ彼ノ徳川氏之河ノ東ニ蟄居ノ蒼生ニ於テモ実ニ甚罷越候
故モ不行届ノ取扱ニ而ハ不相済ヨリ外ニ無之対　天朝ニ申ノ徳川氏ヲ初メ
奉シ次第ニ而ハ無之ニ付従遠方商売ニ居ル者故不慮ノ戦争ノ始末ニ而ハ
実ヨリ苦悩　宸襟ヲ悩シ奉ル之至ニ付何卒一時ヲ以テ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

本月十八十九廿一日今市戰爭の確報を得たり第廿八
號は記事を且つ地圖を出しく其事實を詳かにせん但し廿
一日，闘爭官軍方土兵の奮戰脱走方奇策を用ふく遂に其
鋭鋒を摧き官兵敗績るの事件を載せ

內外新報

第二十七號

定價八分

廣東圖書館藏書

○京都よりの来状を抄出ス

辰二月朝日會津家老梶原源左衛門ト云ル者

天朝ヲ背キ會津家ニ中出る

今般松平肥後守儀　朝敵の名を蒙り候ニ付
去ル廿四日江戸を發足いたし
里迄罷在候　追而御沙汰ニ
朝敵ヲ許サレ松平肥後守家ヲ以テ
江戸表ヲ立ち以前ノ如ク
被仰付候間此旨

石返却了仕い家臣ら等ハ若狭守を初め保科家相續
私領分ニ於ハ下ハ士民一等　報恩を重し忠勤を
抽ん事家訓ニ候間此旨ニ違ハ不孝ニ而出る
私　一　松平仙甚佐作儀等ハ今度ハ格別ニ而も今迄討
と申事ニ候ハ、國律ニ引ん者ニ候間此方ニ於ハ
い此方ニ於ハ一切ニ取不相成い事
抑原又云　浮沙汰ニ新法ニ而も今防戦ニ
内江不宜ニ私ニ出ル　皇國ニ於ハ家ニ家法ニ
就ニ今仙甚佐作等ハ戦ニ於ハ全ク

人数を以ニ先陣ニ人数を切崩しニ旗を退きハ
仙甚ニ本城ニ而ハ後ニ申ニ而ハ攻寄ニ
い鉄砲ニ下ニ伏ひ下ニ而ハ
筒ニ等ニ我ニ而ハ
述る
泰典云　何ニ而ニ付ニ而も角ニ而ニ
取先陣退ニ而ニ而ニ
けん事ニ
抑原云　古ニ而ニ如何ニ
へい此ニ而ニ

同日

右之通言ひきて上下拾弐人ゟ金庫茶壱ツ宛を頂し出之事

○

一支人衆奥の遠事を拵摂し褒めく十数葉を好し我社ゟ枚興せり同く内外新報第三十一号ゟ逐次挿入し

くいく巻軸に附ル

○

我る人の話しに聖教も随迎ゟく戦争のゆうしい暁を の人弟く僧侶く自宗ゟ退いる右演梭とゟく

官軍実向いに付支を防禦せんとしく逐に合戦に成
ましゆう同く双方く死傷を出さず官軍暁兵ともに戦
地引きとひいよし

○拙系清記勘　まく
　清下けれ

恐惶謹言　井新　清和天皇の後孔
仁木と伴産い玄孫数神系郷ゟ居住り神系
吹帝四郎系始めく家名拙系と相改ゟ数郡ゟ退き之
汀国安祥へ移り三河へ国居仕玄ゟ松平長親ゟ初めく
附属仕玄いる付国居仕居玄いる大地之汀国情玄取ルお

ゐく之候卻百之指七石解所領仕之候榊系六右衛門
の系榊系一亦右衛門義寛永の比　新院御所江　召
分江叙従ゐ候下江住洪路之地を拓き出格の沃をもつく
朝恩と蒙り長く之系江ゐ之山城國相楽郡相楽村
世上事雑有候江共　御一代之内ゐ百石御加増江下置て上野國之百石御所
之内ゐ百石御加増江下置て上野國之百石御所
産いに付右返納仕之山城國之内ゐ一系六百石下賜
故合八百之指七石解所領仕之成いた系中共　新江私家ゐ
系夫洪路之次男榊系吉平右衛門之内之百石ゐ伽仕之
い候る系私義大病ゐく候ゐ上系系ゐく國学桃山院

和学所出勤道芽勤　主之志之ゐ洪路ゐく安世度系機
御一新の御布令江　召出江付之義ゐ御芽之相勤め候ゐ上
後上系仕之百洪路ゐく候江共　御一代之内ゐ百石御加増江下置て上野國之百石御所
儀ゐく芽恐入江へども何卒系江　召出江付之義ゐ御芽之相勤め候ゐ上
後上系仕之百洪路ゐく候江共　御一代之内ゐ百石御加増江下置て上野國之百石御所
分江御吏之成下相願ゐく御用系ゐ　御縣察江ゐ成下相願ゐく御
用系ゐ　召分江系下江之ゐく廣大ゐく候江有芽ゐ何ゐ
御寛恕ゐく御系之芽主江ゐ成下江之系御慈悲成
度頼前後言

四月四日

榊系清記

辨事庁役所
庁役人庁衆中
下ケ札
追々庁御沙汰く有之候
事

○四月八日元和紛失引取く証書差出　庁下ケ
札く案

元和く証書差出候一件六月庁附帳をもつて
追く　庁御沙汰有之候間相渡候　紛失
ニ付　紛失証書仕合ニ候
ハヽ右ニ付くい急速　庁用ニ
紛ニ付も庁衆中

就差支有之候ハヽ庁役所へ
入ニ而もくも私の家地門囲相楽郡相楽村地役人居宅ニ
手を入し候　庁御沙汰有之候
置庁衆ニ而も実体より乃陸八
家来衆人差遣　庁御沙汰何候共
くニ而も両御所様へ御願申
四月八日
辨事庁役所
庁役人庁衆中

下ケ札

辨柔清記

先生不日引疾著作事

○

方今我ゞ新報の世に公行まるや益盛大ならんとす寒郷僻邑も到らざるなく牧童漁兒も看ざるなし然るに上書建言の如きに至つては文字間了しがたきものを因て二三を掇ひ附するに因字を以てし集録して内外新報字類と名づけ上梓して以て蒙昧に便を發兌せんとなり

內外新報

第二十八號.

慶應四年五月四日

○

閏四月十七日の夜四発沖科野松川内郡大豪村宮原
と申家宰善祝と申もの羽仁表林有之候由にて其(ソノ)
場所へ脱走無凡弐拾人程當(アタ)る筈(ハズ)に御座候(ゴザソロ)十八日今
市宮澤両の土州勢凡百弐拾人程宛交代(コウタイ)にて巡邏(ジュンラ)に
参(マイ)り候内今市を通行せし折から脱走
方徴(ヒソカ)に聞(キコ)え候(ソロ)に付(ツキ)厳敷(キビシク)御警衛(ゴケイエイ)に及(オヨ)びし処(トコロ)
夫(ソレ)より日光へ引取(ヒキトリ)候(ソロ)節(セツ)脱走七人有之(コレアリ)中(ナカ)脱無之(ダッムコレナク)

吏ヲ以テ官軍ニ降ラン事ヲ乞ヒ引揚ル

同十九日未明ヨリ敗走ニ付大砲ヲ以テ日光山ヲ砲撃セシニ彰義隊勢ヒ援兵ヲ乞ヒ軍儀ヲ決シ壮士六人救合セテ六百人許同日晩ヨリ退テ出張ス紫雲寺新発田ヘ押向ケ砲撃ヲ以テ一時ニ落ス古川固陣ヲ脱走兵捨テ小佐越村ノ方ヘ逃散ルヲ追テ官軍討入ル仍テ勝ニ乗テ退ク仍テ小佐越ヲ焼払ヒ越後ヘ入合セヨトノ布告ヲ以テ野尻ヲ経テ村々ノ間ニ設ケ置ル長指ヲ間幅三間程ノ隘陥ヲ三ケ所掘ヲヒラキ其底ニ竹槍ヲ植立テ官軍ヲ待受ケ居ル趣ニ付退

朱雀ノ隊ヲ始メ北中ノ隊入ヲ悔悟ノ書ヲ以テ降ヲ乞ヒ且ツ官軍ニ降ラン事ヲ乞ヒ引揚ル

薮蔭又ヲ山中ヨリ伏兵遠回ヨリ起ラン事ヲ恐レ三方ヨリ官軍ヲ取囲ミ打ヲケルヨウニ官軍危急ヲ救ヒ越後ノ兵隊出セヨト又途中ヨリ遮ラヲ進退自由ヲ得ン為ニ大砲ヲ以テ討カケラレ遂ニ大敗ヲ取リ死ル者八人手負八十人余ニ及ヒ且ツ途中ニ於テ官軍ヲ討取ル者ハ今市宿彦根勢ハ日光山ヘ引揚ル赤塚ヨリ沼沽ニ及ヒ退ク人数出張ノ者ヨリ始メ宇都宮古河ヨリ沼沽ニ及ヒ退ク人数出張ノ者ヨリ相聞ヒ皆日光口脱走方生擒ニ十人余死骸ハ川ヲ渡リ大系義系高速右村ヲ退陣ス

日光山
近郷之圖

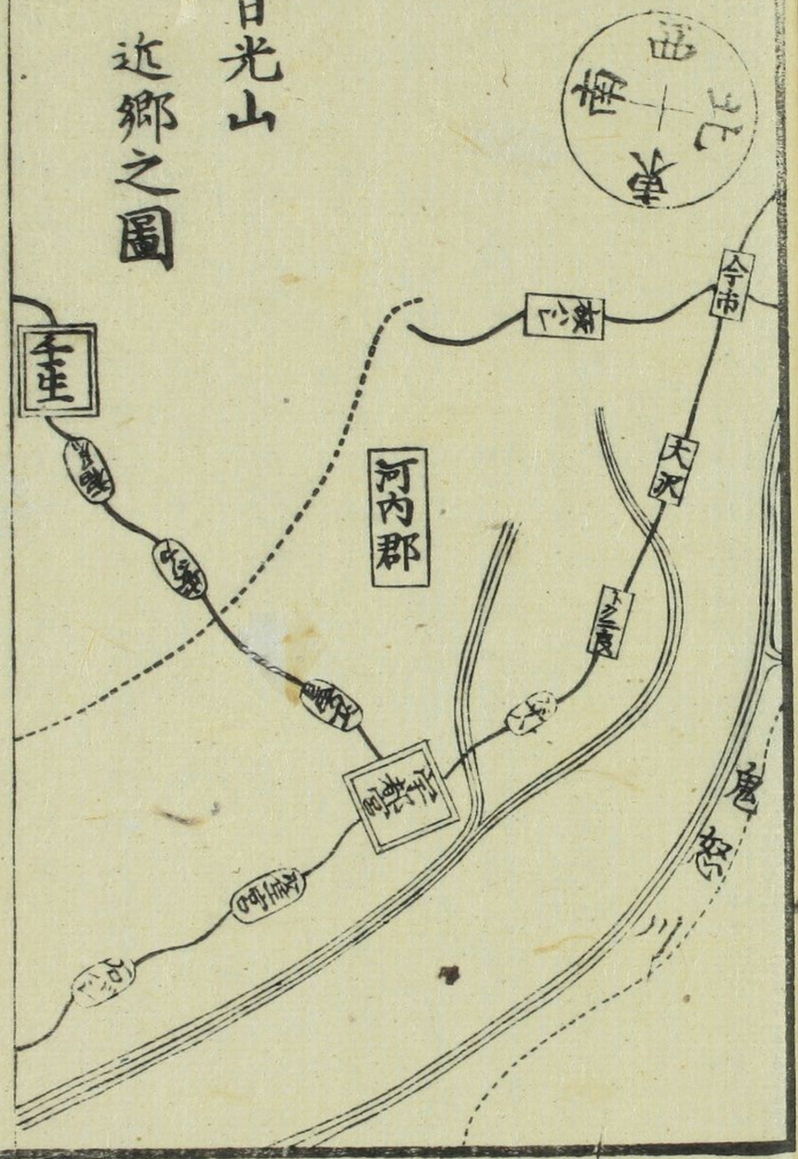

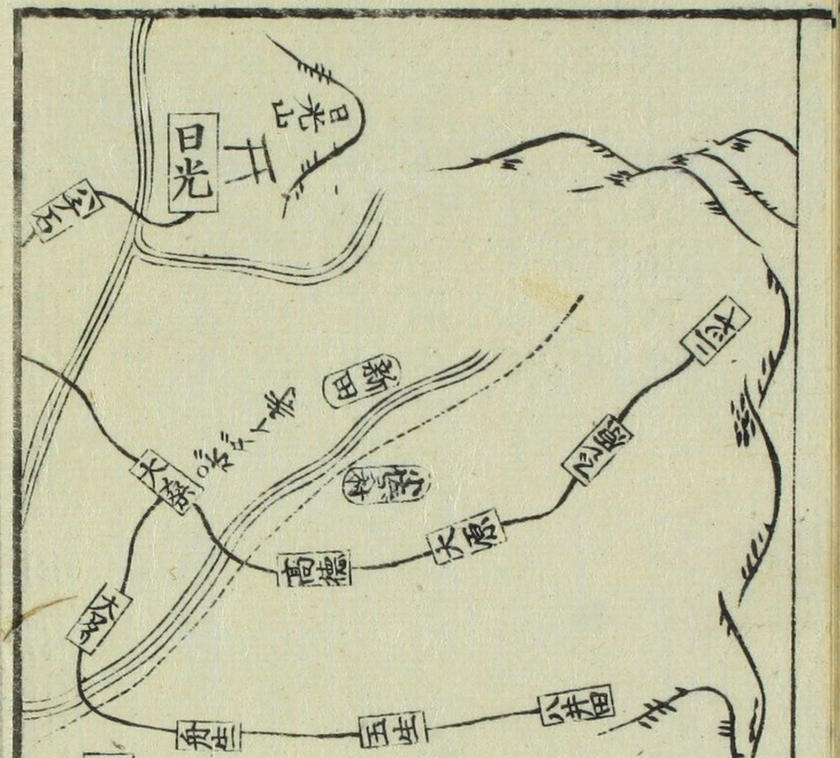

或ル新聞中
本月廿日ノ
戦事ヲ載ス
トイヘドモ
日ハ戦争ナ
カリシ

同廿二日脫走兵二百人程二國味へ出張右征伐として
上野本陣守衛仰付勢碓氷の三藩人数先手百人程ゟ
繰出しゐ申
○閏四月十七日浮舘書
今度德國大小ゟ耕社に於ゟ耕律混淆ゟ等ゐ法禁止ゟ
相成ゐに付別當社僧ゟ單ゐ還俗ゟ上神主社人等ゟ称
号に相惑し耕道をゟゟ勤仕ゟ義ゐ若ゐ無據ゟ
ゟ生ゟゟ旦ゐ佛教信仰ゟゟ還俗ゟ等不好ゟ事
勤相心ゟ退ゟゟゐ事
但還俗ゟゟゐゐ俗名區上勿論ゐに官位ゟ等ゐ

退ゟゟ淨沙汰ゟ有ゟゐ百姓ゟゐ官服ゐ風折爲帽
多澤袖白衣無紋羽織勤仕ゟ等ゐ事
是迄耕職相勤ゐ居ゐ者ゟ席順ゟ等ゐ迄ゟ何出ゟゟゐ
ゐゟ上淨沙汰ゟゟ淨沙汰ゟゟ有ゟゐ事

後四月

○

書懷

失名氏

漢家自一解權勢、逐鹿諸侯如是多、往日掌君今有否、空
彈長鋏唱悲歌、

○

同廿四日朝六ツ時過ぎ伊勢崎町関宿屋庄兵衛へ
行者共知らせ又十人程裏表より押し入り小流を寄
かけ白刃を振り切入しに打しも終夜の防方あるいは
南庭の士も騒動して船宿を走らせ忙
慌きを乗和より四人を殺害を被むりしが名く用意や有
りけん家中の士退くこと孤猿を一刀も切ること出ざるう
ち防戦し逐に賊を邸外へ逐出し跡(アトツケ)を追わきまぎ
れらざるその風勢ありて賊を捕獲しや否や
一説し右へ同屋敷に家来を出して君侯を奪ひ去ら
んとて官軍の士と赤戈を切ともして君侯いづ方へ

○補遺

廿四日廿九日野州へ脱走の無隊長某の築置る同州
那須野に村地内寺文家と申往還有る同所より
東は一里半隔たり坊不へ唸遠(ウナリトオ)の胸壁と築き大砲
を備へ防杆の多き設けるく胸壁出来る紅白の幕を官軍彦
根士勢数千百人許りく押しよせ来る場より
居合よりする兵士僅に二十四五人後より陣笠にて
のせ来る徒卒の古右杖並に養ふ陸軍所ありて
官軍士多を目がけ頻に小砲打し十ばかり近よるを

分を以て井伊家隊長と党しき騎馬の者を人進ず来
る我矢庭に打物をもぎ取横殴りなぐり官
軍方即死六人を負七人に及びたる日没今市宿へ
引退く脱走方かたを人のこれる日光山へ引揚
以て武人の偉ぐまざる実に寡を以て衆に敵し遂に之
に克つ隊長某の警署掲ぐ

○

紙数限ありて我以下廿一日の戦事を脱き又少しく
忌諱あるによりて因りてその二三を刪去し他日次篇
に記載をづ

內外新報

第二十九號

定價八分

○管茶のかゝる子
昧死して某言上仕候今般洋夷人入　勅許相成候
旨因又幷蜜く管見を去る巳近来人をお差の如く相
申しめい候を止め　皇國西洋と彼是く差別無く
本邦く心制を以相改候時ハ西洋各國く
法律採用時國体ハ変更仕ハ有御守仕ハ皇
く基深く　聖慮より出候又文武諸侯熟議有
之賛成く候ハ某と某存じ候と申ハ基ハく

然ハ事重ク於ケルヤ新ナリト雖モ彼夷人ハ
朝鮮國ト緩急ヲ共ニスル事ハ勿論ニ候ヘハ
韓協海採修ノ國使ハ　勅ヲ以テ例モ有之ハ
ヘシ尚ホ清官ヨリ修好ヲ社稷ノ事ニ採有之
候ヘハ相成ル丈ケハ速ニ清國ト交際ヲ結ヒ
候ヘハ相成ル丈ケハ速ニ清國ト交際ヲ結ヒ
候ヘハ相成ル丈ケハ速ニ清國ト交際ヲ結ヒ
夫共自ラ帝國ト称シ皇ノ大ヲ極メ居リ候ヘハ
朱勢ヲ倒サンカ如キハ決シテ出来仕間敷
相成ル丈ケ速ニ和ヲ結ヒ候ヘハ
相成ル丈ケ速ニ和ヲ結ヒ候ヘハ

ト称セラレ玉ヒシ自然ト清朝ノ属国ト称シ
称シテ止マヒ況ヤ降ヲヤ況ヤ
像寒ノ仕ノ囚人ヲ朱清ニ遣ハシ
ヲ以テシテ朱ノ使ヲ待ツ者ハ
何若ヲ以テモ包荒ノ量ヲ以テ
カ主人ヲ殺ス様ノ事ハ今ノ形勢ニテハ
ヲ養ヒ居ル家風ニ候ヘハ
國体ヲ変更シ候ヲ突ク
慶喜ニ於テ一挙ニ
言ヲ以テ漢人ヲ如ク

上に得た処の　皇國漢土のそれに拘らず（ダト）彼今西洋各
國と雖ども甚國君臣等の自國を治る大に不仕合
甚國の治を雖き者に決て門巷に細民人々家實石
使い者にても先家主を世よ
以其餘くの家治を善く況く　皇國の三千年を
皇統連綿と　政相續ける」をいも全く流れ合して
天朝を奉仰ぎ崇仕いより如世君臣の大義相乱ず
甚國に超絶仕いを世界の大と敬仕候を又皇國を大
以仕いを絶を續いを自然の勢にて實に今
を以大を相心ゆくより自ら政體を破をいに候て政

國体破をゆくい政體威自ら萎靡仕い彼漢土人皆大
にて来候に制いと中い得ども宋、明、清、採行ま
易和儀をいて國を保ち夷人に愚弄せられ
人を徳明晰に候をいる」西洋今こそ全く漢土と
輙を」踏いまを」事あり加く　皇國漢土とい近
隣と國揃にて人情風土も
西洋と教等里を隔る風土人情も
人をしも旧習を去り心を
めい等を改して不相成義に候
利を貪り礼義廉恥を知らず

も巨商と同稼ぐ者に有ざる　皇國抔ゝ仁義勇武
と風俗とは同日の論ならず　不同は旦夕ゝ天主妖教を
禁し天主を大著大父とし奥の著父を小著小父とし
假令大罪を犯しいとも天主に婿び　ゝゝ著い地獄に
隨落しい抔と相唱いを實に君を恐れ親を恐るの
教に非ざるい世教蔓延仕いへば三綱不常も廢弛仕
い左方今ゝ形勢須攘ゝ論い逃も難ゝ幻兵非和親交
易に安ゝゝゝい　皇國ゝ清安危にて相拘ゝ十に從も
皆ゝ彼い清國体相ゐい近諸國和業等ゝ清振

合ゝゝ米市清兎洋ゐる左國使抔一通ゐ清接待ゐ左右に列ゝ私伏不仕ゐ左を
私及て禁ゝ著ゝ清國体ゝゐる彼いゝ和親交易
清許容に相成い迄ゝ左禁撰表の答より基安堵
を抔い彼不意中合せ大軍をいゝ来寇仕い共　皇國
ゝ人心一致しゝく攘斥仕い抔ゝ義勇ゝ士奮発激
励ゝんを引起して中國及諸我藩ゐる取ゐ
ゝ力戦防禦仕い抔ゝ左ゝ時ゝ清國威を宇内に照耀て私
に内地疲弊危殆に及ぶ抔ゝ遊者又等ゝ一連年ゝ防戦
に内地疲弊危殆に及ぶ抔ゝ　天狂路經ゝ抔和歩

勅す　聖霊別て忠勲卓天く　神壷に祭為に対ひしも
彩ある隈ゐ石室く葬奉く仕侯ひく洋夷く制を為ある更
ゐ大天下有志く者のく形ちび亡ひ匹夫匹婦よ至
るく話　天勅を慎悦しなく離叛亀解と相成て中彼
逆賊□□大罪を裁ゐ給ふゐ夷反陰よ生起ゐ間
皇又不伏を抱きて中分表ゐ却亡大綱を
生し中希又内地大変をせびゐへば義挙あらび
しく　皇国をく夷風に相成若又を亡しく下を乱し
妖邪腥穢乱侯滅ふく識にて相成ゐ安全く業と為
ゐ間奥に痛哭泣涕長大息く堪んぞゐ業ふ婦女ふく

飢を以くく天下重大く事件容易に献ぢ仕ゐ大罔を出
ざる成を犯し僻路不遜く罪逃免ゐ如ごくも漆室雛(ママ)実
く筆情実女を以くく国事を憂ゐ事を以くく国事を憂ゐ事古人も笑を取くを
らるびゐ万遜くの赤心生ゐ如ごく　神ぉ実狄に洗く
ゐ事見るに忍ぢび故ぢ献ぢ仕ゐ大罔を出
漆亡笑　聖旨に於ゐ誓ゐ従ゐ第一狂醫く管見薬ぢ
刀く義ぢ更ゐ事も新特せざる実に洗方ゐも愚衷洗解奏ゐ立延慰要
く洗方ゐも愚衷洗解奏ゐ立延慰要
ゐ誠恐誠惶死罪死罪僕白

菅原朝臣薫ふ泣血拝上

芝ふの伏見宮の殿上人若江修理太夫の女房の社
蘭を学し又秋葉とも云ふ年廿三歳草葺と結び和歌
好と人と教へ玄峰学ぶ為人競ふて之を拙
かんと欲し行く儀海まで送る幸ひ皆風暗して停
ると云ふ扨も蔡姫附女の亜流ぞかんの

○

フロイセン
普魯生オルカーン船名松山鷹家族図元日引揚よし
今三日十二時ふ海出帆ふしゝ

內外新報

第三號

交通圖書館藏

慶應四年五月四日

○後四月十五日出上方よりの来状

當時官人ども尾州城へ攻寄いる風聞有之ニ付同家人数殘らず當方引拂ひよ相成やいなや近藤勇事八日より三条大橋の下河原におゐて梟首せらる

右弁札の寫

元新選組

近藤　勇事

大和

此の兇悪の罪逃れまじく有るに上此度平ら勝治武
ら流山雨乎にあらざる官軍に敵對せし段大逆なる
ものにつき如此令梟首ものなり

大坂御城外近傍の地を撰び豊臣秀吉公御社壇御造
営有るに付去月六日より 仰出いの事

○四月廿一日神祇局并兵庫裁判所より 御沙汰
書寫

大政更始の折柄表忠を盛典とあり行天下の忠臣孝子
を勧奨せ遂いに付ては楠贈正三位中将正成稽忠節
義其功烈著しく輝き真に千歳の壹人呂子の亀鑑に
依て故今般神号を追贈し社壇造営せ遊度 思食れ
候ニ付而ハ一族の者為鞠躬尽力其功労不少段遊
賞せ遊合祀ニ有るに付ては別紙を通楠社造営せ
の者御手傳致度ニ付而ハ出金の儀ニ付ては同志
の者申出るに於ては尚更結構ニ相成いの
間其地ニおゐて程能取計ニ候様 仰出いの旨

四月

○四月十八日

大原中納言

笠松裁判所總督ヲ仰出美濃苑驛ヲ支配
徵士内國事務局權判事ヲ仰付笠松裁判所在勤ヲ
有之事

右同斷ヲ仰付

梅村速水

英吉利、仏蘭西、孛漏生、伊太里、暹羅、西亞和蘭陀、右六ヶ國
へ為使節渡海ヲ發旨ヲ仰出ル事

東久世中將

四月十九日

四条大夫

新潟裁判所總督兼北陸道鎮撫副總督ヲ仰出ル事

安井和介

徵使内国事務局權判事ヲ仰付新潟裁判所在勤ヲ
有之事

四月廿四日

佐渡国裁判所總督ヲ仰出ル事

滋野井侍從

同月廿九日

徵士内国事務局權判事ヲ仰付箱館裁判所在勤ヲ
有之事

山東一郎

小野淳輔

右月断ニ仰付

徴士内国事務局権判事ニ仰出遠江駿河ニ支配事有之事

平松甲斐介

三汀国裁判所権督ニ仰付長崎裁判所在勤ニ有之事

藤村四郎

閏四月三日

徴士内国事務局権判事ニ仰付三河国裁判所在勤ニ有之事

山本一郎

右之人月断ニ仰付

大橋慎三

○水戸よりの来状

閏四月十二三日頃よりを常州鹿島辺ニ脱走兵五百八十人程屯集せを十九日ニ官軍牛堀まで出張し細川勢の内百人余を以て夫より筑波山ニ登り降伏ニ差出候ニ及びし処右脱走兵ハ八情ニ一戦ニ及ぶ筈ニて皆堂々と人数多分有之候へハ降参ニ付ハ一戦ニおよぶとの残念ニ存候ニ付ハ一戦ニおよぶとの残念ニ存候ニ付ハ一戦ニおよぶとの残念ニ存候

○朝廷より大垣廃藩に付沙汰書之写

其方家来在坂中当正月三日後不容易形勢に立到候
之趣 朝廷如何之筋有之哉止入京の事在国中
に付不埒取計候者徳川□□上洛に付供奉
中付属せし途中不慮戦闘の事起り警衛の者和談
を以て終る又日朝より毛頭余事無之場合に付先手
一小戦に及ぶ候段 怒入の右ハ全く家来共不束に付
其方へ於ても素より 朝廷へ毫二も忠勤を尽し候
心底に有之謝罪と迫相立帰順に付格別之
思召を以て 御咎無之随て東征先鋒仰付奮励戦
闘仕候実効相顕候ニ付功労に対し賞典として
相成候旨 御沙汰之趣も有之候事に候間当分
相勤候処実効相立候ニ付論家禄共永世
大義収迷之末相永次第方金之方へ家来共へ
屋敷相離候ニ付旧領御処置も可有之候 仍
大小 帯刀 仁恵を以て社免に除以て国論一定精々忠勤
を励む可き旨 御沙汰の事

但謹慎 官軍戦争に家来不束之筋有之候ニ付
旨趣に準し隊長以上重き者死一等を減し永禁錮

二付ては其余の刑法に及ぼすべき処分は之を別に
添ふる姓名役名共太政官代刑法事務局に下届出る
事
附り右之通り許可し鉄炮両挺差添遣す依て
仍件如此太政官代軍防局へ下届出る事
四月

內外新報

第三十號

定價八分

慶應四年五月二日

○四月三日出羽奥州よりの来状

一去月十九日九條殿澤殿醍醐殿へ薩長藝の人数凡七百人附添ひ仙臺松島へ着岸城下滞留致しゐ當月朔日仙臺藩隊長目付牧野新兵衛銃隊頭横田長吉郎九條殿の命を蒙り桑折陣屋へ相越し新兵衛一人黒田節兵衛に陸奥國村々徳川家領地の分　朝廷へ改召上ゐ趣ロ達致しゐよ付節兵衛儀松野鷹右衛門銀山方本間六郎と共ゐ當朝日のタ仙臺城下へ罷出駿府

其外の御代官と違ひ當地ハ會津近くて敵地をおへ
ゐ故歎願の　天領と相成りゐ儀故御代官手附手代
身分如何に可相成哉難計勿論川俣小名濱村の塙共
同樣仙臺家へ御預け可相成哉又當地卿村諸書物急
速可引渡との樣合ふて種々談判の上米金仕訳書差
出し候示杭ハ　御料所仙臺御預けと認め相建高札
取外しゐ儀に相極り申ゐ委細ハ別紙御届書御見合
せ可被成ゐ

一會津追討の儀ハ仙臺一手へ被　仰付既ゐ先手伊達
藤五郎人數千人程米澤會津境大原口と申難場の固

めゐ出陣の由ふて今三日繰折陣屋許通り申ゐ

○黒田節兵衛御届書

今般陸奥國村々徳川家御領の分被　召上　朝廷御料
に被　仰出松平陸奥守へ御預け被　仰付ゐ段先般御
下向の鎮撫使より御沙汰相成りゐ間私支配所奥州伊
達信夫両郡村々卿村共取立有之ゐ貢租米金其外共不
日罷越しゐ請取のゑへ異儀なく引渡し可申且村々
在来りの高札取外し候示杭建替當月朔日より
朝廷御料と可心得旨迅速觸渡し取計方萬一相拒みゐ
お違背有之ゑおゐハ討手被差向可申ゑ付心得違ひ

致間敷尤悔悟の上ハ速ゟ陸奥守城下へ可罷出旨同
人相達し候段家来牧野新兵衛櫻田慶助儀参折陣屋
へ罷越申達し森孫三郎多田銃三郎へも一應可及通
達旨も申聞候儀に有之右ハ去月中孫三郎私連名ゟ
て心得方伺書差出置　御下知の否ハ不相分候得と
も取敢ず儀彼是猶豫差延等難申及切迫候間御達の
次第承知の趣打合せ其通り取計置私儀も手代共召
連来翌二日参折陣屋出立仙臺表へ罷越申候依之御
届申上候以上

四月二日

黒田篤兵衛印

御勤定所

一九條殿ハ當時岩沼へ御宿陣の由
一四月十九日出湯と申処ゟて仙臺藩會津勢と戦争有
之候由ゟて砲聲をひたゞし〳〵く相聞へ申候併双方共
討死ハ壹人も無之趣に御座候
一會津勢五六百人程も白川近所小名濱支配所邊へ出
兵致し土民難儀の者へ金穀等を與へ候ゟ付右村々
の者共ゟり右の次第小名濱御陣屋へ相届けゟとの
よし

一醍醐殿四月七日白川表へ御出陣に相成り由
一別子峠と申す場所は會津方まで長サ十九間の陣所
五ケ所有之り所去る朔日暁は二本松勢仙臺勢官軍
勢繰込戦争は相成り双方討死有之り得とも首九ツ
大砲三挺其外品々分取の趣は御座り
一郡山より里數四里程西の方は當り御靈実と唱へり
峠まで會津勢去る二日朝より官軍勢伊達筑前勢と
戦争大砲打合ひり得共其後の模様聢と相分り不申
り
一三春候白川へ御出兵被　仰付上下四百人不残和流

岡士分以上陣羽織を着し手鎗を持ち騎馬の者十騎
足軽は不残半天股引陣羽織着用にて各小銃を持ち
り由尤も出羽路内へ出勢被　仰付り候へとも遠國殊
に峠等有之大砲真外武器持送り差支の旨御願は相
成り依之白川へ御繰出しは相成り大砲二挺兵粮陣
所道具等御領内人夫を以て持送り被成去る六日七日
両日は白川へ御着は相成りり
一南部筋も同所へ出兵被　仰付凡人數千七百人の由
内千人は去る五日六日頃須賀川まで御繰込二百人
は滑川在二百人は笹川在へ止陣七百人御國許より

武器類牛千疋よく附送り相成りいよ〳〵警衛致し参りい趣去る三月廿一日御國許御發足此節御着陣ゟ相成りい何ゟも西洋陣服のよし

一四月中旬箱館出立飛脚の咄しに官軍蒸氣船數艘ゟて四月六日箱館へ御着同所御役所并ゟ運上所等御受取御船も不殘御取揚海船通路被相止いよ〳〵御奉行始め方々ゟも御歸府も成りがたく此頃ハ如何ゟ相成りいやと申聞い

但し右飛脚の者官軍御役人御人數等ゟ不存い得共多分薩州長州様御人數との噂ゟの由併ゟら

先達て京師ゟく〳〵命いた方々ゟも御來込と被存い一越後新發田侯の世子先達て會津へ御出の処未た御歸りの程相分り不申よし

○

奥州海ゟマンボウと云へる魚あり磐城領最ゟ多し即ち鮫の別種ゟり能く水上ゟ浮び睡るをいてゝ是をつきいと云ふ其腸胃頗る下利を治す領主ゟり毎歳幕府ゟ貢献あり世ゟ是を知る者懇望して其妙を感ずる當時一般貢献廢止せられしゟり如是の効能物多く鄙地ゟ埋ゟれしハ遺憾とゝふべし

○

磐城邊の海濱は鮫魚多くきれど節よくて生臭く凍く其土地の用を足すのみなりしが近年土佐より職人を得て本節の如く製出すを聞四月十七日より白川邊戰爭の新聞を得たり猶次篇に出をべし

內外新報

廿二號

交通圖書館藏

慶應四年五月二日

○
閏四月廿六日清書付來
先般端向脫走の者も不少哉之趣又相分へ以写細文
配之内脫走之者も有之候ハゝ名前不記綱之中間
之者共ゝ相違無之候ハゝ今以不申届も有之ハ写的日
申有無之候間之中間ハ
右之通可心得旨相綱ハ

○
水戸表ゟ清徒又ゝ乃御用社長老ハ面ゝ道中徒退社

下拂之級幷名以上人馬數仕奉一指紙代一日一
人宛百文泊壱ヶ所百文馬一疋仁付壱ヶ所弐百文ツヽ被地澤留中ハ清定諸入用馬飼料ハ不
布名以下之ハ人馬之級ニ応シ賃銭ハ不出人馬之級ニ応シ賃銭ハ不出
賄料ハ不出人馬之級ニ応シ賃銭ハ不出
右之通可相心得候事
但書ハ仕立ニ及ハ
○閏四月廿九日
徳川家ヨリ駅逓司ヘ
御触書
差紙ヲ以テ
大納言殿ヨリ御触書ヲ以テ
一橋大納言殿ヘ
御名代清水徳川家
家ヨリ駅逓司ヘ
御触書ヲ以テ
御名代清水徳川家
家ヨリ駅逓司ヘ
御触書ヲ以テ
□□伏羅ヲ上ヲ徳川家名相續ヲ奉祝家ヲ以テ
ヲ祝

思食格別之
叡慮ヲ以田安慶之助へ
給出ル事
但城北福之助ヲ以テ改メ
○
徳川慶之助拝領事今日
上様ヘ
御礼ヲ奉申
上様ヘ
御伝事ヲ
茶上様ヲ以テ
右之通ヲ以テ相触ル

百五十七

（）
上様御譲職ニ付御家人月代不剃相触候ニ
付明日ヨリ惣髪ニ
致ス
○
今度
御相続ニ
付出ル
小役人一役一人ヲ
以テ御礼ニ
罷出ル
但御隊遊撃隊等ハ
結合之者之内御役ニ
付上ル

右之通江戸相廻候事

閏四月廿九日

○閏四月廿二日長崎林より来状写

岩舎様とつゝ〻御地渉廻申子細お知せ被下たく通里致沿待ち申

清瞭　月　当角周助

林蔵　月　秋田源蔵

月　月　當志根金之亟

月　月　作蔵　勇

月　閏四月　関口嘉兵衛

一慶長小判。壱分
一元禄小判。壱分。弐朱
一武蔵小判
一京保小判。壱分
一右文宝小判。壱分
一真文弐分
一文政小判。壱分
一壱朱金
一草宝弐分

九百五十文弐朱
六百八拾五文三朱
四百七拾弐文弐分
九百三拾壱文壱分弐朱
五百弐拾壱文弐分弐朱
四百六拾文
四百六文
弐百弐拾七文壱分弐朱
四百四拾弐分

一古弐朱金
一又古判
一保字小判。壱分
一正字小判。壱分
一安政弐分
一享保大判
一慶長大判
一元禄大判
一新大判
一寛永鐚銭

弐百六拾壱万三朱
三百四拾弐万壱分弐朱
三百九拾六万弐分壱朱
三百拾七万壱分
百六拾壱万壱朱
七拾八万壱分
七拾八万壱分
六拾壱万壱分三朱
弐拾六万弐分弐朱
廿四文

一寛永銅銭
一文久銅銭
一天保當百

拾弐文
拾六文
是まぐの通用

右之通り京都大改鋳より序觸出し相成申候事

四月